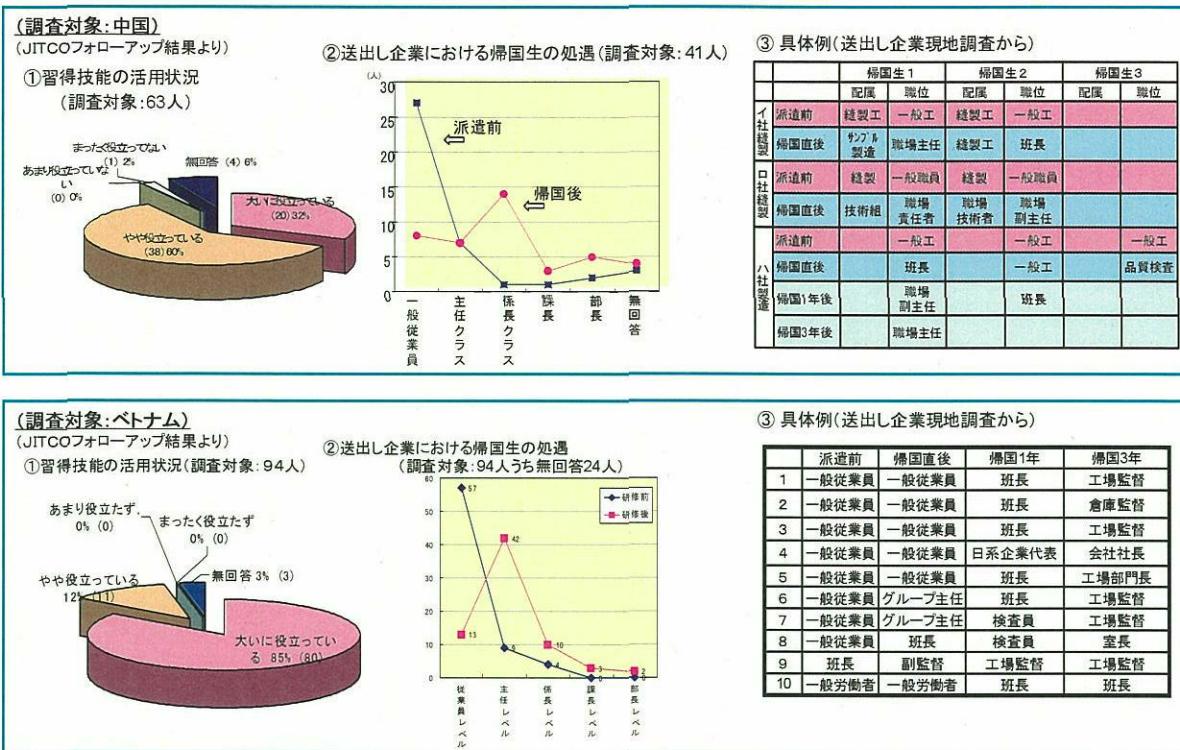


## 研修・技能実習における技能修得の状況について(サンプル調査結果)



なお、現行制度は、「技能移転を通じた国際協力」という目的ゆえに、以下のような制度上の仕組みを設けており、そのことが上記のような実習成果のほか、一定の労働条件・生活環境等の保障をする、在留管理を容易にする、帰国担保、失踪率を低く抑える等の効果、メリットを生んでいると考えられる。これを単に労働力確保のための制度とした場合には、以下の仕組みによる様々な対応が行われず、低賃金労働や失踪・不法残留が増える恐れがある。

- ① 現行制度は、受入れ条件として、入国当初に日本語、日本の生活習慣等を教育するとともに、研修施設・宿泊施設の確保、研修計画・技能実習計画の作成とそれに基づく実習指導、研修・実習中の生活面での管理・支援等を受入れ団体・企業に義務づけている。また、職種については、同一作業の反復によって修得できる技術・技能等（単純作業）でないこと、実習生の労働条件については日本人と同等額以上の報酬を支払うこととしている。
- ② 現行制度では、実習計画等の履行を確保するため、JITCOによる巡回指導等が相当な頻度で行われ、一定のチェック機能を果たしている。また、単純労働力としての活用については、制度趣旨に反することから、こうした指導において是正を求め、悪質なケースについては受入れ停止等の措置を取っている。
- ③ また、現行制度では、修得した技能を母国に移転する目的があること